

令和元年度 第2回甲賀市図書館協議会会議録

1. 日 時：令和元年8月23日（金） 午後7時～9時

2. 場 所：甲南図書交流館 視聴覚室

3. 出席者：【委員】 大西 正泰 澤 菜穂子 名倉 勇 岩田 孝之
森口 衛 福井 千恵子 神山さち子 山崎喜代美
中村 ひろ子 山中 ルミ 竹村 吉史

【事務局】

奥田次長 富田課長 香取館長 酒徳館長
片岡館長 今村館長 奥山館長

4. 次 第：（1）開会

（2）市民憲章唱和

（3）教育長あいさつ

（4）委嘱状交付

（5）図書館協議会委員自己紹介 事務局自己紹介

（6）会議の成立について

（7）議事

① 図書館協議会の位置づけと役割について

② 会長の選出について

③ 会長職務代理者の指名について

④ 会長あいさつ

⑤ 会議の公開等について

⑥ 研修「滋賀の図書館」

⑦ 「甲賀市図書館サービス計画 第2次計画」、「甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画」について

（8）閉会

5. 内 容

（1）開会

（2）市民憲章唱和

（3）教育長あいさつ（奥田次長代読）

8月も下旬となり、日中は暑い日が続いていますが、朝夕は少しずつ涼しさが増し、虫の音にも秋の気配を感じるようになりました。

平素は、甲賀市教育委員会の諸施策にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本日はお忙しい中、また、夜間にもかかわりませず、図書館協議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

本協議会は、本市の図書館運営について幅広くご意見を賜る機関として、図書館法に基づき設置させていただいており、今日まで、図書館サービスの向上につながる様々なご提案を賜っているところであり、この度は委員の就任をお引き受けいただき、心からお礼申し上げます。

さて、本市の状況としましては、この秋から信楽を舞台として女性陶芸家の半生を描いたNHK連続テレビ小説「スカーレット」が放送され、また2年後には「第72回全国植樹祭」が甲賀町の鹿深夢の森で開催されます。この機会を利用し本市をさらにPRしていきたいと考えております。

図書館におきましては、今年5月に策定した「甲賀市図書館サービス計画第2次計画」の中で甲賀市図書館の使命を『だれもが集い、であい、学ぶことのできるみんなの図書館』とし、市民の知る権利の保障と市民の豊かな暮らしや学びを支援するとともに、市民の皆様の暮らしに役立つ図書館運営を行ってまいりたいと存じます。

しかしながら、昨今、メディアの普及により、子どもの読書離れが進んでいることを危惧しているところであります。子どもの読書活動は、より深く豊かに成長していくうえで欠くことのできないものであり、本年4月に策定した「第3期甲賀市教育振興基本計画」におきましても、その教育施策の柱の一つに「子どものときから本に親しむことができる環境づくり」を掲げ、園、学校、そして、ボランティアの方々とともに子どもの読書活動のより一層の推進が必要であると考えております。

最後に、本市がめざす図書館運営において、皆様の率直なご意見、ご提案などを引き続き賜りますようお願い申しあげ、平素の御礼とともに冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

(4) 委嘱状交付

図書館協議会委員に奥田次長から委嘱状を交付

(5) 図書館協議会委員自己紹介 事務局自己紹介

(6) 会議の成立について

事務局：「甲賀市図書館協議会規則第3条2」の規定により、過半数の出席が会議の成立要件となっております。本会議は、現在10人が出席されておられますので、本日の会議が成立することを、ご報告いたします。

(7) 議事

会議の議長は、「甲賀市図書館協議会規則第3条1」では会長がつとめることとなっておりますが、現在、会長及び会長職務代理が不在でありますことから、会長が決定するまでの間、事務局にて議事を進行させていただきます。

① 図書館協議会の位置づけと役割について

事務局：図書館協議会は、図書館法に基づいた組織であり、これには「図書館の運営に関して館長の諮問に応じたり、図書館の行う図書館サービスについて館長に意見を述べたりする機関として図書館協議会を置くことができる」と定義されています。

この図書館法を受け、市では甲賀市図書館条例を定めています。この条例では図書館協議会の委員は15人以内で「学識経験を有する者、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者」となっており、その中から選ばせていただきました。任期は2年で、令和元年8月1日から令和3年7月31日までとなっており、委嘱にあたっては、定例教育委員会で承認をいただきました。

図書館協議会の運営は、甲賀市図書館協議会規則に基づいて行われています。この規則では「協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。会長は、会務を総理し、協議会を代表する。会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。」となっています。また、会議については、「会議は会長が招集し、議長となる。会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。」となっております。

②会長の選出

続きまして、会長の選出を行いたいと思います。甲賀市図書館協議会規則第2条では協議会に会長を置くとなっています。どのように決めさせていただくのがよろしいか。立候補または推薦はございますか。

委員：事務局一任。

事務局：事務局一任というご意見をいただきましたので、事務局案を提案させていただきます。大西委員に会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：拍手。

事務局：承認の拍手をいただきましたので、大西会長よろしく申し上げます。

③会長職務代理者の指名について

事務局：続きまして、甲賀市図書館協議会規則第2条3では会長職務代理は会長が指名するとなっておりますので、会長ご指名をお願いします。

会長：福井委員をお願いしたいと思います。

事務局：決定いただきました大西会長、福井副会長、2年間よろしく願いいたします。

④会長あいさつ

この協議会のいいところは、多くの意見が活発に出ることです。新しく委員になられた方も、どんどん意見を言っていただき、活発な議論ができるようお願いいたします。

⑤会議の公開等について

事務局：市にはいくつかの附属機関があり、図書館法に基づく図書館協議会もその一つです。会議の公平性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図ることを目的に会議を公開することとしています。

今後、会議の開催にあたっては、会議開催予定日の7日前までにホームページに掲載し、傍聴を希望される人にも対応していきたいと考えています。

また、甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針には、「附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1ヶ月以内に、会議の概要報告を市のホームページ等に公表する。」となっています。会議の公表については、現在滞っており、簡潔にした概要を今後、アップしていきたいと思います。

⑥研修「滋賀の図書館」

講師 滋賀県立図書館 調査協力課 課長 岡田知巳氏による説明。(別紙)

《質疑等》

質問：明治時代にできた江北図書館は、長浜市図書館に引き継がれているのか。

講師：江北図書館は私立図書館なので、市の図書館とは全く別に存在している。現在は公益財団法人として独自で活動をしておられる。県内唯一の私立図書館である。

質問：滋賀県立図書館の利用者は、大津市の方が多いのか。

講師：直接来館される利用者は、大津市と草津市の方が約85%。間接的ではあるが、市町の図書館を通じて県内全域に貸出しをしている。

質問：最近、県立図書館の資料費も抑制され、少し元気がなくなったように感じるが。

講師：現在の資料費は、一番多かった時期の約1/3で約5千万円になっている。このため、実用書等の購入を抑え、長期的な利用が見込める資料を厳選して収集している。リクエストのある本は、優先して購入しており、県立図書館の蔵書構成が現在のようなになったのも、リクエストによるところが大きい。リクエストがなければ気が付かなかった資料もたくさんある。今は、情報基盤整備に係る産業育成資料や、児童書の新刊収集にも力を入れている。

意見：滋賀県が「としょかん県」であることを初めて知った。テレビやいろいろな媒体でもっとPRしてはどうか。図書館もネットに負けないで頑張してほしい。水口図書館が古い歴史があることに誇りを感じる。図書館は「人」が大切だと思う。人が良ければみんなが集まってくる。

質問：県内の図書館はすべて直営で指定管理者制度を導入している図書館はないのか。

講師：県内の公立図書館はすべて直営である。草津市、近江八幡市、大津市では過去に指定管理者制度を導入する動きもあったが、市民の声や図書館協議会の提言によって導入されなかった。指定管理制度が導入されていなく、カウンター委託もされていない県は、滋賀県、鳥取県など数少ない。

⑦「甲賀市図書館サービス計画 第2次計画」、「甲賀市子ども読書活動推進計画第3次計画」について

事務局：計画の概要について説明。

(8) 閉会